（制動装置）

第六十二条　（略）

2～12　（略）

13　平成三十三年九月三十日以前に製作された原動機付自転車（平成三十年十月一日以降に型式の認定を受けた原動機付自転車を除く。）については、細目告示第二百四十二条第二項及び第二百五十八条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第六百四十号）による改正前の細目告示第二百四十二条第二項及び第二百五十八条第二項の規定に適合するものであればよい。

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

（削除）

第六十三条　（略）

2～11　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第十三条第四項の改正規定は、平成二十九年六月三十日から施行する。

○国土交通省告示第六百四十二号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十五条第一項及び第五十六条第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年六月二十二日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　山本　有二

道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。	**第一条**　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車にあっては、第一号及び第二号に掲げる規定のほか、細目告示第二十八条第一項第四号、第百六条第一項第四号及び第百八十四条第一項第四号の規定	六　最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車にあっては、第一号及び第二号に掲げる規定のほか、保安基準第二十二条の五第一項及び細目告示第二十八条第一項第四号の規定
七～十一　（略）	七～十一　（略）

（制動装置）

第六十二条　（略）

2～12　（略）

（新設）

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第六十三条　昭和四十六年十二月三十一日以前に製作された原動機付自転車については、細目告示第二百四十三条第四項第一号、第二百五十九条第四項第一号及び第二百七十五条第四項第一号の規定は、同号中「左向き又は右向き」とあるのを「左向き」と読み替えて適用する。

2　（略）

3～12　（略）